

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第16号

新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第9号）第40条の規定に基づき、令和元年度の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和2年9月28日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村山 秀幸



- 1 個人情報取扱事務の届出
あり（別紙のとおり）

- 2 個人情報の開示、訂正及び利用停止等の請求

実施機関	請求 ・決定	請求内容				決定内容						
		開示	訂正	利用 停止	計	開示	部分 開示	不開示	検討中	請求 取下げ	計	
広域連合長		4			4	4						4
選挙管理委員会												
監査委員												
議会												
計		4			4							4

- 3 個人情報の目的外利用、第三者提供の状況

実施機関	広域 連合長	選挙管理 委員会	監査委員	議会
利用及び提供の根拠				
法令等の定めがあるとき	2	0		
本人の同意があるとき	9			
出版、報道等により公にされているとき				
個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき				
あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき		※ 7		

※「構成市町村が行う敬老事業の対象者把握の目的での提供」が市町村に1件、「医療の全国的、地域的な統計・分析を行う目的での提供」が市町村に2件、「構成市町村が行う健康増進事業で効果的な医療提供及び保健指導等に繋げる目的での提供」が市町村に2件、「健康医療情報の分析及び施策運営の目的での提供」が市町村に2件となっています。

様式第2号（第2条関係）

個人情報取扱事務変更・廃止届出書

新 広 総 第 351 号

平成 31 年 4 月 1 日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 様

（実施機関）新潟県後期高齢者医療広域連合長

新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第6条第2項の規定により、
次のとおり届け出ます。



個人情報取扱事務の名称	新潟県後期高齢者医療 重複・頻回受診者訪問相談業務 (整理番号 1008)	
届出の区分	(1) 変更	(2) 廃止
変更・廃止年月日	平成 31 年 4 月 1 日	
変更・廃止の理由	実施機関の保有する個人情報について、実施機関が行う保健事業への利用に関しては、法令上想定される目的内利用として取扱いを整理したため。	
変更の内容	変更前	変更後
	個人情報の目的外利用又は提供状況 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有（条例第8条第1項第1号並びに第2号該当） 利用又は提供先 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 私人・民間団体 <input type="checkbox"/> その他（ ）	個人情報の目的外利用又は提供状況 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有（条例第8条第1項第2号該当） 利用又は提供先 <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 私人・民間団体 <input type="checkbox"/> その他（ ）
担当課	総務課 電話番号 (025) 285-3221	
備考		

様式第2号（第2条関係）

個人情報取扱事務変更・廃止届出書

新 広 総 第 352 号

平成 31 年 4 月 1 日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 様

（実施機関）新潟県後期高齢者医療広域連合長



新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第6条第2項の規定により、
次のとおり届け出ます。

個人情報取扱事務の名称	在宅訪問栄養食事相談事業（整理番号 1010）	
届出の区分	(1) 変更 (2) 廃止	
変更・廃止年月日	平成 31 年 4 月 1 日	
変更・廃止の理由	実施機関の保有する個人情報について、実施機関が行う保健事業への利用に関しては、法令上想定される目的内利用として取扱いを整理したため。	
変更の内容	変更前	変更後
	個人情報の目的外利用又は提供状況 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有（条例第8条第1項第1号並びに第2号該当） 利用又は提供先 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 私人・民間団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、通院医療機関）	個人情報の目的外利用又は提供状況 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有（条例第8条第1項第2号該当） 利用又は提供先 <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 私人・民間団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、通院医療機関）
担当課	総務課 電話番号 (025) 285-3221	
備考		

様式第2号（第2条関係）

個人情報取扱事務変更・廃止届出書

新 広 総 第 353 号

平成 31 年 4 月 1 日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 様

（実施機関）新潟県後期高齢者医療広域連合長



新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第6条第2項の規定により、
次のとおり届け出ます。

個人情報取扱事務の名称	後期高齢者歯科健康診査（整理番号 1012）	
届出の区分	(1) 変更 (2) 廃止	
変更・廃止年月日	平成 31 年 4 月 1 日	
変更・廃止の理由	実施機関の保有する個人情報について、実施機関が行う保健事業への利用に関しては、法令上想定される目的内利用として取扱いを整理したため。	
変更の内容	変更前	変更後
	個人情報の目的外利用又は提供状況 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有（条例第8条第1項第1号該当） 利用又は提供先 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 私人・民間団体 <input type="checkbox"/> その他（ ）	個人情報の目的外利用又は提供状況 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 利用又は提供先 <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 私人・民間団体 <input type="checkbox"/> その他（ ）
担当課	総務課 電話番号（025）285-3221	
備考		

様式第2号（第2条関係）

個人情報取扱事務変更・廃止届出書

新 広 総 第 354 号

平成 31 年 4 月 1 日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 様

（実施機関）新潟県後期高齢者医療広域連合長



新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第6条第2項の規定により、
次のとおり届け出ます。

個人情報取扱事務の名称	在宅要介護者歯科保健事業（整理番号 1013）	
届出の区分	(1) 変更 (2) 廃止	
変更・廃止年月日	平成 31 年 4 月 1 日	
変更・廃止の理由	実施機関の保有する個人情報について、実施機関が行う保健事業への利用に関しては、法令上想定される目的内利用として取扱いを整理したため。	
変更の内容	変更前	変更後
	個人情報の目的外利用又は提供状況 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有（条例第8条第1項第1号該当） 利用又は提供先 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 私人・民間団体 <input type="checkbox"/> その他（ ）	個人情報の目的外利用又は提供状況 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 利用又は提供先 <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 私人・民間団体 <input type="checkbox"/> その他（ ）
担当課	総務課 電話番号 (025) 285-3221	
備考		

様式第2号（第2条関係）

個人情報取扱事務変更・廃止届出書

新広総第355号

平成31年4月1日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 様

（実施機関）新潟県後期高齢者医療広域連合長

新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。



個人情報取扱事務の名称	後期高齢者に係る服薬対策訪問相談事業（整理番号 1014）	
届出の区分	(1) 変更 (2) 廃止	
変更・廃止年月日	平成31年4月1日	
変更・廃止の理由	・後期高齢者に係る服薬対策事業について、薬剤師による居宅訪問に加え、本人への服薬情報通知による実施を行うため。 ・実施機関の保有する個人情報について、実施機関が行う保健事業への利用に関しては、法令上想定される目的内利用として取扱いを整理したため。	
変更の内容	変更前	変更後
	個人情報取扱事務の名称 後期高齢者に係る服薬対策訪問相談事業	個人情報取扱事務の名称 後期高齢者に係る服薬対策事業
	個人情報取扱事務の目的 医療のかかり方として、重複頻回受診や残薬等が生じやすいという課題がある後期高齢者の居宅を薬剤師が訪問し、 <u>薬の管理や飲み方の提案等</u> をすることで、被保険者の適正な服薬を促し、もって被保険者の日常生活の改善及び健康の保持増進を図るとともに、医療費の適正化を図る。	個人情報取扱事務の目的 医療のかかり方として、重複頻回受診や残薬等が生じやすいという課題がある後期高齢者に対して、 <u>適正な服薬を促し、もって被保険者の日常生活の改善及び健康の保持増進を図るとともに、自己負担額の軽減や医療費の適正化を図る。</u>
個人情報の対象者	個人情報の対象者	個人情報の対象者

	<p>新潟県後期高齢者の被保険者で、<u>3ヶ月連続して、1ヶ月の受診医療機関が2箇所以上であり、重複投薬の状況が疑われ、重複投薬等服薬に関する確認や相談、調整が必要な状況が疑われるもの</u></p> <p>個人情報の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的事項 <ul style="list-style-type: none"> ■ その他（郵便番号） ・ 心身の状況 <ul style="list-style-type: none"> ■ その他（服薬状況） ・ 家庭生活 <ul style="list-style-type: none"> □ その他（ ） ・ その他（ ） <p>個人情報の目的外利用又は提供状況</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 無 ■ 有（条例第8条第1項第1号並びに第2号該当） <p>利用又は提供先</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 実施機関内部 □ 他の実施機関 ■ 他の官公庁 □ 私人・民間団体 ■ その他（通院医療機関、調剤薬局） 	<p>新潟県後期高齢者の被保険者で、<u>同一月に複数の医療機関を受診し、重複投薬や多剤投与等の状況が疑われ、服薬に関する確認や相談、調整が必要な状況が疑われるもの</u></p> <p>個人情報の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的事項 <ul style="list-style-type: none"> ■ その他（郵便番号、<u>資格喪失年月日</u>） ・ 心身の状況 <ul style="list-style-type: none"> ■ その他（服薬状況、<u>要介護度、診療報酬明細書情報</u>） ・ 家庭生活 <ul style="list-style-type: none"> ■ その他（<u>居宅介護支援事業所</u>） ・ その他（<u>事業実施の可否、新潟県広域連合で定める事業対象者該当</u>） <p>個人情報の目的外利用又は提供状況</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 無 ■ 有（条例第8条第1項第2号該当） <p>利用又は提供先</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 実施機関内部 □ 他の実施機関 □ 他の官公庁 □ 私人・民間団体 ■ その他（通院医療機関、調剤薬局）
担 当 課	総務課 電話番号 (025) 285-3221	
備 考		